

平成 26 年度第 6 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 26 年度第 6 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 27 年 3 月 26 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 18 名

(事務局) 6 名

欠席委員 3 名

3. 議案

議案第 10 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (10 件)

議案第 11 号…非農地証明願の審議について (1 件)

その他

開会 午前 9 時 30 分

事務局長 (●●) 平成 26 年度第 6 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 18 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員 (3 番 ●●委員 4 番 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 10 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

[議長] 受付第 29 号から受付第 30 号は土地の交換案件となっていますので、合わせて説明をお願いします。なお、この案件は、農業委員会等に関する法律第 24 条の議事参与の制限に該当する自己の案件となりますので、●●委員は議事参与できないことを申し上げます。

○受付第 29 号（所有権移転）、受付第 30 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

まず受付第 29 号から

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

土地は、●●字●● ●●番 面積 73 m²

地目は、台帳・現況共に畑となっています。

譲渡理由は、交換です。

続いて受付第 30 号

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

土地は、●●字●● ●●番 面積 238 m²

地目は、台帳・現況共に畑となっています。

譲渡理由は、交換です。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月19日に事務局の●●さんと現地確認を行い、農地であることを確認しました。

1. 権利を取得する●●さんと●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんと●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんと●●さんは、150日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんと●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんと●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

〔議長〕続いて受付第 31 号と受付第 32 号についても、土地の交換案件となっておりますので、合わせて事務局より説明をお願いします。

○受付第 31 号（所有権移転）、受付第 32 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

まず、受付第 31 号から

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

土地は、●●字●● ●●番 面積 516 m²

地目は、台帳・現況共に畑となっています。

譲渡理由は交換となっています。

続いて受付第 32 号

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業
譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業
土地は、●●字●● ●●番 面積 246 m²
地目は、台帳・現況ともに畑となっています。
譲渡理由は交換となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

3月19日に事務局の●●さんと現地へ行き、農地であることを確認しました。

1. 権利を取得する●●さんと●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんと●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることは間違いありません。
4. 権利を取得する●●さんと●●さんは、農作業に150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんと●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんと●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 33 号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業
譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 42 m²
地目は、台帳・現況ともに畑となっております。
譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

3月14日に、譲渡人の●●さんと譲受人の●●さんの3人で、現地確認を行いました。現地は10年ほど茶畑を作っております。今回は、国調で整理したいとのことで申請されました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。

4. 権利を取得する●●さんは、農作業に 150 日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件については、全員賛成となり、許可と決定する。

○受付第 34 号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

土地は、●●字●● ●●番 面積 23 m²

地目は、台帳・現況共に田となっております。

譲渡理由は、贈与です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

No33 号の案件に引き続き、3 月 14 日に現地確認を行いました。現地は田んぼとなっており、譲受人の●●さんは災害復旧のとき、譲渡人の●●さんは工事の時、既に土地が交換されていました。この土地も、国調の為の整理として申請されたものです。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、農作業に 150 日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件については全員賛成となり、原案通り可決する。

○受付第 35 号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

土地は、●●字●● ●●番 面積 161 m²

同所同字●●番 面積 52 m²

合計面積 213 m²

地番は、台帳・地目ともに畑となっております。

譲渡理由は、売買です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

3月17日に事務局の●●さんと、譲受人の●●さんの3人で現地確認を行い、農地であることを確認しました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、農作業に150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件については全員賛成となり、許可と決定する。

○受付第36号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、大阪府●●市●●区●●町●●番●●号の●●さん、●●歳、●●職

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

土地は、●●字●● ●●番 面積 235 m²

同所同字 ●●番 面積 192 m²

合計面積 427 m²

地目は、台帳・現況ともに田。

譲渡理由は、売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

3月11日に●●さんと事務局の●●さんが立会のもと、現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、農作業に150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件については全員賛成となり、許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

○受付第12号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●● ●●番●●号の●●さん、●●歳、●●職

譲受人は、高知市●●町●●丁目●●番地の●●さん、●●歳、農業兼●●業

土地は全部で13筆あり、所在は、●●字●● ●●番 面積 105 m²

同所字●● ●●番 面積 136 m²

同所同字●●番 面積 76 m²

同所同字●●番 面積 111 m²

同所同字●●番 面積 417 m²

同所同字●●番 面積 215 m²

同所同字●●番 面積 355 m²

同所同字●●番 面積 636 m²

同所同字●●番 面積 114 m²

同所同字●●番 面積 287 m²

同所字●● ●●番 面積 116 m²

同所同字●●番 面積 179 m²

同所同字●●番 面積 375 m²

合計面積 3,122 m²

地目は、台帳・現況ともに畑となっています。

譲渡理由は、贈与です。

[地区担当委員 ●●委員]

3月10日に事務局の●●さんと2人で現地確認を行いました。当日、譲渡人と譲受人は都合がつかないとのことでした。土地は、天空の畑とも呼べるような高所に所在しており、荒廃が進んではいるが、かろうじて畑でありました。現状が保たれば、問題はないと言えます。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、農作業に150日以上従事することは間違えありません。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件については全員賛成となり、許可と決定する。

○受付第13号（所有権移転）

〔事務局 ●●〕

譲渡人は、高知市●● ●●番地●●の●●さんで、亡くなっております。

譲受人は、高知市●● ●●番地●●の●●さん、●●歳、農業兼●●士

土地は全部で33筆あり、所在は、●●字●● ●●番●● 面積 122 m²

同所同字●●番 面積 82 m²

同所同字●●番 面積 66 m²

同所同字●●番 面積 66 m²

ここまでは地目が、台帳・現況ともに畑です。

つづいて、●●字●● ●●番 台帳は田、現況は畑 面積 6 m²

同所同字●●番 面積 33 m²

同所同字●●番 面積 99 m²

同所同字●●番 面積 76 m²

同所同字●●番 面積 99 m²

同所同字●●番 面積 99 m²

同所同字●●番 面積 33 m²

同所同字●●番 面積 82 m²

同所字●● ●●番 面積 125 m²

同所同字●●番 面積 344 m²

ここまでは地目が、台帳・現況ともに畑です。

つづいて、●●字●● ●●番 台帳は田、現況は畑 面積 59 m²

●●字●● ●●番 面積 495 m²

同所同字●●番 面積 495 m²

同所同字●●番 面積 396 m²

同所字●●番 面積 231 m²

同所字●●番 面積 447 m²

同所字●● ●●番 面積 69 m²

同所同字●●番 面積 1,110 m²

同所同字●●番 面積 892 m²

同所字●● ●●番 面積 287 m²

同所同字●●番 面積 49 m²

同所同字●●番	面積 26 m ²
同所字●● ●●番	面積 2,254 m ²
同所同字●●番	面積 2,254 m ²
同所字●● ●●番	面積 2,499 m ²
同所字●● ●●番	面積 2,168 m ²
同所同字●●番	面積 2,165 m ²
同所字●● ●●番	面積 933 m ²
同所字●● ●●番	面積 4,555 m ²

残りの土地の地目は、台帳・現況ともに畑となっております。

合計面積 22,716 m²

譲渡理由は、特定遺贈となります。遺言によって、財産の一部が相続される場合には特定遺贈となり、3条申請が必要となります。

〔事務局 ●●〕

地区担当委員の●●委員が、本日欠席されておりますので、代わりに報告致します。

譲渡人と譲受人はいとこ同士であります。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、農作業に150日以上従事することは間違いありません。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件については全員賛成となり、許可と決定する。

議案第11号

(非農地証明願の審議について)

○受付第3号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん

土地の所在は、仁淀川町●●字●● ●●番 面積 4,462 m²

台帳は畑、現況は山林となっております。

転用された時期は昭和36年頃

転用理由及び現在の状況について

中山間地域の営農形態の変化により、植林を行い現在に至る。

[地区担当農業委員 ●●委員]

3月17日に事務局の●●さんと2人で現地確認を行いました。現地は50年以上植林となっており、3年前の国土調査では、既に山林となっておりました。

今回は、登記の為の申請です。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

その他

- ・4月からの異動となる事務局の前担当者と、新担当者からの挨拶。
- ・次回5月の総会について
仁淀地区で開催します。視察研修と懇親会を予定。
- ・全国農業新聞購読の推進。

[会 長] 以上で平成26年度第6回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員